

歴史的町並保全と住民意識：佐賀市の長崎街道筋保全についての実態調査

林, 迪廣
九州大学法学部：教授

江頭, 邦道
佐賀大学経済学部：助手

<https://doi.org/10.15017/16180>

出版情報：法政研究. 48 (2), pp.427-455, 1981-02-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

歴史的町並保全と住民意識

——佐賀市の長崎街道筋保全についての実態調査——

林 迪
江 頭 邦 道

一、はじめに——町並み保存の動きの展開をふまえて——
二、街道筋の現況

- (一) 佐賀城下の長崎街道筋の歴史的文化遺産
- (二) 街道筋の家並み
- (三) 住民の地域環境・歴史に対する認識

三、長崎街道の保存・再生に対する住民意識

- (一) 町並み保存制度と住民意識
- (二) 長崎街道筋の保存・再生

四、むすび——佐賀城下の長崎街道筋町並み保全を展望して——

一、はじめに——町並み保存の動きの展開をふまえて——

昭和五〇年の文化財保護法の改正点の一つは、伝統的建造物群保存地区（以下、町並み保存という）制度の新設である。同法二条五号は、町並み保存地区を「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群で価値の高いもの」と定義している。同改正は、文化財保護法が歴史的環境を保護対象にとり入れた点で、きわめて意義深いものであるといえる。すなわち、明治初年から始まったわが国の文化財保護行政は、建造物や絵画、彫刻、工芸品など個々のものの保存に重点をおいていた。これに対して町並み保存制度の新設は、いわば文化財の「点の保護」中心から「面の保護」への拡大をはかったものである、との評価ができる。もともと、町並み保存に類似した「面の保護」という歴史的環境を保存する制度は、他の法令にもみられる。例えば、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（古都保存法）における歴史的風土特別保存地区制度、「都市計画法」における風致地区、森林法における風致保安林等の制度である。しかしながら、古都保存法では、京都市、奈良市、鎌倉市等に代表される特定の「古都」の保存が目的であるために、全国に所在する歴史的環境の保存にあたっては、必ずしも十分ではない。都市計画法における風致地区は、良好な自然の保護を主眼としたものであり、また、同法的美観地区は市街地の美観を維持することを主目的としている。森林法では、「名所又は風致の保存」のために保安林を指定することができることとされている（同法二五条一項十一号）が、同法にいう保安林の指定は森林の保存育成を主目的とするものであり、歴史的環境の保護はあくまでも附属的なものであるにすぎない。

町並み保存制度の新設という文化財保護法の展開は、人間の快適な生活環境創造の欲求に呼応するものであるが、「面の保護」は、「点の保護」以上に文化財所有者の保護利益との調整の困難さをともなう。町並み保存制度以外で、

「面の保護」の問題として考えられるのは、遺構・遺跡の保存である。そして、遺構・遺跡に関しては、土地の使用、収益、処分という土地所有権との調整が問われることとなる。他方、町並み保存にあたっては、その場で生活する人間の日常的な生活利益との調整を解決する必要がある。家屋の増改築等の制限にともなう現代風の合理的な生活享受の不便さ、制限された材料にもとづく増改築による経済的不利益をこうむる等の問題が生ずる。また、町並み保存は、道路の拡幅の制限を必然的にするために、現代の自動車社会に対応できないとの不便さを味わざるをえなくなる。したがって日常的な生活の場を保護対象とするような文化財保護の場合には、住民の考え方を把握しておくことが不可欠であり、これによって、文化財の保存と日常的な生活利益との対抗の調整を図っていくこともできるものと考えられる。文化財保護法もこの点を考慮して、地方公共団体の主体性を承認している。文化財保護法は、「市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする」（八三条の三第一項後段）とし、かつ、「文部大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の全部又は一部が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる」（八三条の四第一項）と規定している。すなわち、町並み保存地区は、まず市町村が定め、そのための条例を制定し、その申出に基づいて、特に価値の高い保存地区を文部大臣が選定することになっている。

ともかくも、町並み保存といった日常の生活の場を保存の対象にする場合には、その場で生活する住民の考え方を把握しておくことが必要である。こうした観点に立脚して、佐賀市に通ずる長崎街道筋の住民に、街道筋町並みの保存・再生についてアンケート調査した結果の分析の報告が、本稿の主たる目的である。つまり、街道筋に生活する住民は、街道筋の保存・再生問題にどのような理解を示すかを把握しようとするものである。

- (1) 現代の環境問題を社会問題化せしめた契機は、周知のとおり「四大公害裁判」であった。国民は、現代の法が人間の生命、身体を危機にさらす環境破壊に対してすら無力であることを知るとともに、自分のおかれている身の回りの環境に注意を注ぐようになりつつある。今日の環境裁判の続発は、こうした動きの端的な現われである。環境裁判の一つの特徴は、訴える方が集団的であるということである。また、環境問題といっても、環境の質の相違を指摘することができる。一つは、人間の生命、身体の危機にかかわる環境問題と、二つは、快適な生活環境問題であり、環境に対する権利論構築にあたってはこの点を留意すべきであろう。
- (2) 遺跡の保存をめぐる争いの代表的な訴訟は、静岡県浜松市に所在する伊場遺跡に関するものであり、現在東京高裁で審理が進行している（第一審判決は、静岡地方裁判所、一九七九年三月一三日である）。なお、伊場遺跡訴訟第一審判決の判例評釈としては、林迪廣「文化財指定解除処分と国民の利益」判例時報九五七号、一四九頁以下がある。論説としては、江頭邦道「国民の文化財を享有する利益について」考古学研究一〇三号三五頁以下がある。
- (3) 文化財保護法上、文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、および町並みである（同法二条）。町並みを除く文化財の指定は、単に文化財保護審議会の諮問をへて文部大臣がおこなう（同法八四条の二）。
- (4) アンケート調査の内容については、本稿の末尾に掲載しているとおりである。

二、街道筋の現況

- (一) 佐賀城下の長崎街道筋の歴史的文化遺産
- 佐賀城下の長崎街道筋の町並み保存に関する住民のアンケート調査を検討するにあたって、まず、街道の歴史的意義、街道筋の歴史的文化遺産についての若干の紹介をおこなっておきたい。それは、街道筋の現況の理解に役立つ。本稿の主題に接近することができると思われるからである。

長崎街道は、東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中の五街道に次ぐ脇街道の一つであり、今から約四百

年前の慶長年間に通じたものであって、長崎と小倉間二五宿からなっている。「武家諸法度」により参勤交替が義務づけられ、そのための大名行列の往来に使われたのはいうまでもない。もともと、長崎街道が歴史的に特に注目されるのは、江戸時代、江戸と長崎を結ぶ、いわばシルク・ロードとも呼ぶべき街道であったということによる。江戸時代の鎖国という特異な政策の下で、長崎は異国に開いた唯一の港であり、長崎街道は、異国の文化、産物の東上の道であったのである。長崎奉行の交代、諸藩による長崎警備のための往来、オランダ商館長、甲比丹の江戸参礼、異国の文化を吸収するために長崎に下った学者、医者、芸術家の道であった。以上のように、長崎街道が、日本の歴史に刻んだ意義はきわめて大きい。

ところで、佐賀市は、人口約一七万の城下町であり、県庁の所在地であって、佐賀県における政治、経済、文化の中心地である。住民の意識調査は、この佐賀市における長崎街道のきわめて良好に残っている約四キロメートルに生息する住民を対象としたものである。一八項目からなるアンケート用紙は、一一町区、五八三世帯に配付し、三六六世帯よりの解答を得たのであって、回収率は約六三パーセントである。アンケートの解答は、世帯主または、それに代わる人にお願した。

街道の調査対象区域の位置は、佐賀城跡の北側にあたり、国鉄長崎本線との間を通っている。街道の道筋の特徴としては、曲がり角が非常に多いということである。佐賀城跡をまっすぐ北へ延ばした線より東、小倉へ通ずる方は、佐賀城跡からみて北へ北へと曲がり、西、長崎へ通ずる方は、南へ南へと曲がっているものであって、直線距離がきわめて短い。これは、佐賀城の遠見、見透しを防ぎ、弓矢銃弾の射撃を不能にするためのものであろう。また、家並みも道路に平行でなく、まるでノコギリの歯の型のようになっていると各所でみかけられるが、これも兵法上の工夫によるものと考えられる。こうした街道に、小倉と長崎を指で差し示す往時の道標が二ヶ所に残っている。

表 I 町名別家屋建築年代

位置	町名	江戸	明治	大正	昭和20年以前	昭和20年以後	不明	無回答	合計
東	東佐賀町	1	7	3	0	7	4	2	24
	柳町・材木町	4	13	3	3	6	2	2	33
	呉服町	0	6	8	14	16	5	4	53
	中央本町	0	1	0	0	5	1	1	8
	白山町	1	5	2	5	16	4	3	36
商店街	小計	6	32	16	22	50	16	12	154
	西								
	白山町(西)	0	3	4	9	20	4	1	41
	多布施町	1	6	3	2	4	1	0	17
	伊勢町	5	8	7	9	30	11	3	73
	長瀬町	2	4	1	4	8	2	3	24
	六座町	1	9	3	2	7	5	1	28
	八戸町	2	6	2	3	12	3	1	29
	小計	11	36	20	29	81	26	9	212
	合	17	68	36	51	131	42	21	366

街道沿いの歴史的文化遺産としては、つぎのようなものをおあげることができる。多数の神社仏閣が点在し、各々には指定の文化財もみかけられるし、佐賀の生んだ歴史上に登場する人物の墓地も確認できる。神社では、佐賀独特の肥前鳥居、肥前狛犬といった石造物にも接することもできる。また、肥前刀の刀匠屋敷跡、カノン砲を製造した反射炉跡もたどれる。さらに、辻々には、多数の「えびす像」⁽¹⁾もみかけられ、今日でも花がかざられている。

(二) 街道筋の家並み

街道筋の家屋は、江戸、明治、大正時代に建てられたものが多数存在している。調査対象住民についてみるならば、表Iのとおりであるが、全体として大正時代以前の家屋は、合計一二一軒、約三三パーセントを占めている。これら五〇年以上になる家屋について、佐賀城跡の線を北へ延ばした線の東西地区別、町区別にみると以下の状況に

歴史的町並保全と住民意識（林・江頭）

表Ⅱ 居住開始年代

位置	町名	江戸	明治	大正	昭和20 年以前	昭和20 年以後	不明	無回答	合計
東 商店街	東佐賀町	0	9	7	3	4	1	0	24
	柳町・材木町	4	6	9	4	9	1	0	33
	呉服町	3	8	5	9	21	6	1	53
	中央本町	0	1	0	0	5	1	1	8
	白山町	2	1	5	5	18	3	2	36
	小計	9	25	26	21	57	12	4	154
西	白山町(西)	3	5	6	7	18	1	1	41
	多布施町	1	4	0	1	10	0	1	17
	伊勢町	4	9	6	15	32	5	2	73
	長瀬町	3	4	0	5	7	0	5	24
	六座町	2	9	3	2	7	5	0	28
	八戸町	4	3	1	3	16	1	1	29
	小計	17	34	16	33	90	12	10	212
	合計	26	59	42	54	147	24	14	366

ある。東地区は、合計五四軒、約三五パーセントであり、西地区は六七軒、約三二パーセントである。これに四〇年以上、昭和二〇年以前に建てられた家屋を加えてみると、東地区は七六軒、約四九パーセント、西地区は九六軒、約四五パーセントである。東地区は、呉服町、中央本町、白山町の商店街が含まれているのであり、商店街を除いた東佐賀町、柳町、材木町に關してみると、東佐賀町は一一軒、柳町、材木町は二〇軒、この三町区で五〇年以上になる家屋は三一軒あり、約五四パーセントにのぼる。西地区の町区別では、多布施町は一〇軒、約五九パーセント、六座町は一三軒、約四六パーセント、八戸町は一〇軒、約三六パーセントである。しかし、長瀬町、伊勢町、白山町(西)は、西地区の平均約三二パーセントを下回っている。すなわち、歴史的な家屋は、東地区の商店街を除く東に位置する東佐賀町、柳町、材木町に集中しているのが特徴的であり、西地区

表Ⅲ 家屋に対する意見

	項 目	満足	普通	不満	無回答
	全体的にみて	61	183	96	26
(1)	外 観	58	196	86	26
(2)	資 材	57	201	75	33
(3)	つくり	52	171	108	35
(4)	広 さ	82	163	96	25
(5)	間取り	33	150	156	27
(6)	台所・風呂・便所	49	144	145	32
(7)	日当り	63	122	154	27
(8)	風通し	87	168	80	31
(9)	庭	35	112	153	66
(10)	たてつけ	25	163	140	38

では、多布施町が割合いとして高いという例外はあるが、やはり西に位置する六座町、八戸町に集中しているとの指摘ができる。

つぎに、長崎街道筋の住民、またはその先祖の当該家屋での居住開始年代に関する回答は、表Ⅱのとおりである。それによると、昭和二〇年以前、三〇年以上居住している住民は、一七一名、四七パーセントである。大正時代以前より居住しているとの回答も、一二七名、三五パーセントとなっている。この点に関して、町区別にみて特に注目されるのは、東の方で商店街を除く、東佐賀町、柳町、材木町である。すなわち、これらの町区には、三五名、六一パーセントの人が、大正時代以前より居住しており、昭和二〇年以前よりと回答した住民は、四二名、なんと七四パーセントにのぼっている。西地区の六座町に、大正時代以前より居住する住民が、一四名いて、五〇パーセントとなっている。また、調査対象住民の約七割は、居住している家屋の所有者である。

ところで、長崎街道筋住民は、生活を続けていくにあたって、自分の居住家屋に対してどのような意見をもっているのだろうか。回答次第では、今後大改造が進み、街道筋の景観が急激に変わると予想できるからである。表Ⅲは、自分の居住する家屋に対する意見を示すものであるが、家屋を全体的にみて満足している回答者は六一名、一七パー

セントにすぎない。もっとも、不満であると答えた住民も、九六名、二六パーセントであつて、一八三名、五〇パーセントの住民が普通であると回答している。また表Ⅲは、居住する家屋の具体的な点に対する満足度を質問したのであるが、それによると、つぎのような特徴を指摘できる。第一点は、「外観」、「資材」、「広さ」、「風通し」について、不満との回答が二〇ないし二六パーセントと比較的少ないことである。第二点は、「間取り」、「台所」、「風呂」、「便所」、「日当り」、「庭」、「たてつけ」について、四〇パーセントの回答者が不満をいだいていることである。これまでの家屋の改造・改築は、表Ⅳの示すところであるが、今後改造、建替を望んでいる調査対象住民は、一三四名、約三七パーセントとなつており、近い将来、街道の景観が一変することも想像される。

ところで、佐賀城下の長崎街道の特筆すべき点は、なんとといっても県庁の所在地でありながらも、先に指摘したように曲りくねつた道筋がいまだによく残つてゐることである。これは、佐賀市が戦災にあわなかつたことにもよるが、新しい国道が街道とは別のルートを通つたことにもよる。しかも、佐賀城下の長崎街道筋には、神社、仏閣、歴史的文化遺産が点在し、現在大正時代以前の家屋も、調査対象中、約三三パーセントを占めていることは先に述べたとおりであつて、歴史的環境としての条件を整えているといえる。街道筋を歩いてみても、そうした印象をうける。反面、街道筋の一部分は、現代的な商店街を形成しているし、多数の現代風家屋も存在している。調査対象中、昭和二〇年以降に建築された家屋は、表Ⅰのとおりで、一三一軒、約三六パーセントにのぼつてゐる。このことは、少なくとも大正時代以前の家屋が連続して建つてゐるわけではないということであり、そのために古い家屋を生かした周辺の景観の整備が期待される。また、先にみたように、家屋の間取り、日当り等に対する不満がかなりの程度あるなかで、古い家屋は今後大改造がおこなわれるものと考えなければならぬ。さらに、街道筋には相当老朽化し、いまにも崩壊しそうな家屋も存在しているのである。したがつて、歴史的な町並みの景観を維持し、整備していくには、早急に

表IV 改造・改築の有無

位置	町名	していない	一部改造	改築・大部分改造	その他	無回答	合計
東	東佐賀町	3	14	5	1	1	24
	柳町・材木町	3	21	9	0	0	33
	呉服町	5	24	21	1	2	53
	中央本町	2	2	2	1	1	8
	白山町	5	11	11	3	6	36
	小計	18	72	48	6	10	154
西	白山町(西)	9	15	13	2	2	41
	多布施町	2	9	4	1	1	17
	伊勢町	11	29	19	9	5	73
	長瀬町	4	8	4	2	6	24
	六座町	6	17	4	1	0	28
	八戸町	5	12	8	4	0	29
	小計	37	90	52	19	14	212
	合計	55	162	100	25	24	366

具体的な方針の検討をはかっていたかなければならない。

(三) 住民の地域環境・歴史に対する認識

人間をとりまく環境が急激に変貌せしめられるなかで、住民は身の回りの生活環境をみつめようとする動きが顕著となってきた⁽³⁾。歴史的環境を求める運動もその一つであるが、長崎街道筋の住民は、身近な地域環境、歴史的環境に対して、どのような考え方をいっているのだろうか。

地域環境、歴史的環境に対する満足度を表Vは、あらわすのであるが、六〇パーセント以上の回答者は、積極的な意見をあらわすことなく、「普通」と答えている。この点を、生活環境の種類に応じて区分し、①健康的な生活環境、②日常的な生活環境、③歴史的文化的な生活環境として検討してみることとする。第一の健康的な生活環境として考えられる項目は、「静けさ」、「付近の騒音」、「安全性」である。「静けさ」について、東地区

表V 地域環境・文化環境に対する満足度

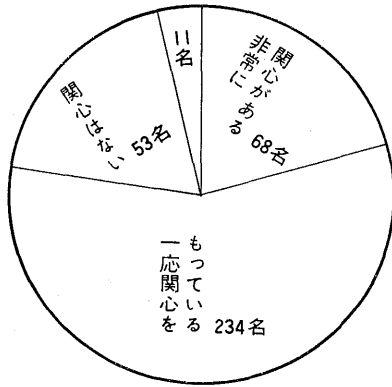
	項 目	満 足	普 通	不 満	無回答
	全体的にみて	98	225	29	14
(1)	静けさ	93	186	65	22
(2)	買物の便利さ	227	113	9	17
(3)	通勤通学の便利さ	203	129	6	28
(4)	町並みの調和	45	244	55	22
(5)	付近の騒音	60	222	67	17
(6)	安全性	60	199	84	23
(7)	自然環境	40	226	70	30
(8)	公共施設（公民館 病院・公園など）	61	215	60	30
(9)	娯楽施設	21	204	97	44
(10)	周辺の文化遺産 （寺社など）	44	253	28	41

は約八パーセントときわめて少ない。特に西地区では、「周辺の文化遺産」に対し、不満との回答は、わずか九名で、約四パーセントにすぎない。

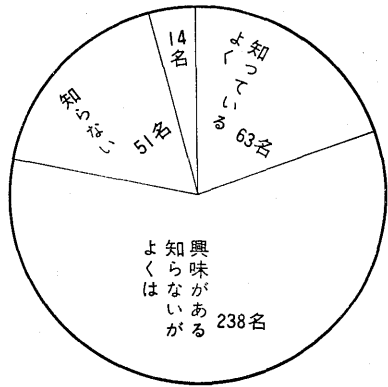
つぎに、郷土佐賀の歴史、長崎街道筋の歴史的な町並みに対する関心度を尋ねてみた。まず、佐賀の歴史についてであるが、表VIはそれを示すものである。「よく知っている」、「よく知らないが興味がある」との回答は、各々六三

は商店街を一部形成していることもあって、三〇パーセント弱の人が不満をうったえている。他方、西地区で不満と回答している人は、約一〇パーセントにすぎない。したがって、「付近の騒音」についても同様の回答がでている。「安全性」については、両地区とも約二〇パーセントの回答者が不満を感じている。「買物の便利さ」、「通勤・通学の便利さ」という項目が、第二の日常的な生活環境として考えられる。両項目について、東西地区とも、不満と回答している住民はごくわずかである。第三の歴史的な文化環境に対する満足度を知る項目としては、「町並みの調和」、「公共施設」、「娯楽施設」、それに「周辺の文化遺産」をあげることができるが、これについても特に注目される回答はできていない。ただ、全体として、「娯楽施設」に対する不満が若干多く、約二七パーセントであり、他方、「周辺の文化遺産」に対する不満

表Ⅶ 長崎街道として歴史的な町並みであるということ



表Ⅵ 郷土佐賀の歴史について



名、二三八名であり、合計三〇一名、調査対象住民中、約八二パーセントを占める。郷土の歴史への関心度は非常に高いとみることができ。また、長崎街道に対する関心度をあらわすのが、表Ⅶであるが、郷土の歴史に対する関心度と同じような結果がでている。「非常に関心がある」は六八名、「一応関心をもっている」は二三四名、つまり「関心をもっている」との回答は三〇二名、約八二パーセントにのぼっている。

長崎街道筋に居住する住民は、郷土佐賀の歴史、長崎街道に非常な関心を示していることが理解できる。したがって、街道筋の歴史的町並みの景観を維持し、整備していくことに、協力が得られるものとの推測ができるのではなからうか。

(1) 佐賀市内には、約三三〇体の「えびす像」があるが、その三分の一近くは長崎街道とその周辺にある。アンケート調査の際、「えびす像」その他の石造物に関心のある方に、別の石造物に関する質問をお願いした。それによると、銘年のある「えびす像」は数体しかなく、敷地の所有者の所有物であり、現在のおまつり、管理も所有者によってなされているようである。

(2) 後述するように、「長崎街道の歴史と保存」と題する文化講演会が開催されたのであるが、その折に参加者に長崎街道についてのアン

ケートをお願いした。七五名の解答を得たのであるが、そのなかに現在の長崎街道の景観についての質問がある。「古い家屋が点在し、道筋には文化財もみかけられ、歴史的町並みとしての印象が強い」との回答は二八名、「修復等をおこなうことによって、歴史的町並みとして復活する可能性を秘めている」は二二名であり、「大部分の家屋が改築されているために歴史的町並みとしてのおもかげはうすれている」が、二〇名である。

(3) この種の生活環境訴訟としては、「豊前火力発電所事件」（第一審、福岡地小倉支判一九七九年八月三十一日、判例時報九三七号一九頁以下、第二審、福岡高判一九八一年三月三十一日、判例時報九九九号三三頁以下）を考えることができる。すなわち、原告の主張する環境破壊の一つに、海水浴場、潮干狩場、水鳥の採餌場の喪失、散歩の場が奪われていることあげているのである。海浜、河川、湖沼の良き環境を享受する住民の権利である入浜権の主張がなされている。入浜権の対象とする環境も、同じ性格の生活環境であるといえよう。

三、長崎街道の保存・再生に対する住民意識

(一) 町並み保存制度と住民意識

町並み保存制度は、先に指摘したように、昭和五〇年の文化財保護法の改正の折に新設されたのであって、制度導入以来、わずか六年しかたっていない。それにもかかわらず、アンケート調査対象者のうちの二二九名、約六三パーセントの回答者は、「名前は知っている」と答えている。「よく知っている」と回答した人も二九名いて、この制度が今回社会的に注目を集めていることをうかがわせる。もっとも、「知らない」との回答も、九〇名、約二六パーセントある。町並み保存の具体例として、京都、倉敷、妻籠、高山、萩、鉢肥¹といったような地域の存在を知っているか否かを質問してみた。二二〇名、六〇パーセント強の人は「知っている」と答えている。近時、経済的にも、時間的にも、若干の余裕が生まれるなかで、旅行の機会も増加している。町並み保存がなされている地域では、それらに

関する創意工夫を凝らした説明書、案内板等が設置されている。また、テレビ、雑誌、新聞による町並みの紹介も活発である。こうしたことが、町並み保存制度、その地域の存在を国民に知らしめる原因になっているものと想像される。

ところで、歴史的な町並みの保存ということになれば、程度の差こそあれ、家屋の外観、内部の改造は制限されるをえなくなるであろう。文化財保護法は、「条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定める」（同法八三条一項後段）と規定し、これに基づいて文化財保護法施行令が制定されている。保護法、施行令によれば、保存地区の保存は、歴史的景観の保存を目的とするために、外観の変更については厳しい規制を強いられるが、家屋の内部の現状変更については住民の日常生活等を考慮して規制をゆるやかにしている。文化財保護法上の町並み保存ということであれば以上のとおりであるが、それだけでなく、町並みを保存するということを考えるとしたら、家屋の外観については特に一定の規制を考えざるをえなくなる。日常的な生活上の不利益を蒙らざるをえなくなる住民は、町並み保存について、また、それと居住者の生活環境保全との関連について、どのように理解しているのか、質問したのである。表Ⅷは、その結果を示すものであるが、「外観はそのままの形で、内部は住みやすく改造する」との回答が圧倒的に多く、一九七名、約五四パーセントを占めている。つづいて、もっとも規制の厳しい「家屋の外観、内部ともにそのままの形で残す」であって、七六名、約二二パーセントであり、「外観にも現代風を加え、内部も改造する」との回答は、三三名、九パーセントとなっている。しかし、大正時代以前の家屋が割合として多く残存している東佐賀町、柳町、材木町、そして西地区の六座町では、「外観にも現代風を加え、内部も改造する」との回答が、約一二ないし二一パーセントと、平均の九パーセントを上回っている。大正時代以前の家屋は、改造の時期にあるものと考えられ、こうした町区では、まさに自分の問題としての意見がだされているの

表Ⅷ 町並保存と居住者の生活環境保全

	項 目	東地区	商店街	西地区	合 計
(1)	家屋の外観・内部ともにそのままの形で残す	10	16	50	76
(2)	外観はそのままの形で、内部は住みやすく改造する	29	56	112	197
(3)	外観にも現代風を加え、内部も改造する	9	7	17	33
(4)	そ の 他	2	4	8	14
	無 回 答	7	14	25	46
	合 計	57	97	212	366

であろう。それでも、「外観はそのままの形で、内部は住みやすく改造する」との回答が五割を占めているのであり、町並み保存の歴史的景観保存という趣旨が的確に理解されている、とみることができる。

(二) 長崎街道筋の保存、再生

町並み保存に指定されることになれば、家屋の改造等に対しては一定の補助金がつくことになる（重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法八三条の六）反面、先に指摘したように行政官庁の許可を必要とすることになる。

佐賀城下の長崎街道筋は、現代的な商店街も一部形成しているし、その他の地区でも歴史的な家屋が連続しているわけではない。また、今後大改造の可能性すらあるのであって、今日具体的検討を必要としていることは先に述べたとおりである。したがって、かなり困難ではあるが、長崎街道筋の町並み指定という歴史的景観の保存にとって、もっとも明快的な方法についての意見を求めたのが表Ⅷである。調査対象者全体についてみれば、九八名、約二七パーセントの回答者が、指定されることに積極的である。指定反対は、四八名で、約一三パーセントであって、一六九名、約四六パーセントの回答者は、「どちらでもよい」と答えている。指定賛成の回答を、地区別にみると、商店街の三町区の合計は、二九名、約三〇パーセントであって、これは東地区の東佐賀町、柳

表IX 町並み指定

位置	町名	指定賛成	指定反対	どちらでもよい	その他	無回答	合計
東 商店街 " " 西	東佐賀町	7	3	11	2	1	24
	柳町・材木町	6	6	20	0	1	33
	呉服町	15	13	17	3	5	53
	中央本町	1	0	7	0	0	8
	白山町	13	4	11	3	5	36
	白山町(西)	10	4	23	3	1	41
	多布施町	5	3	6	1	2	17
	伊勢町	20	12	27	6	8	73
	六座町	8	2	16	1	1	28
	長瀬町	5	0	15	0	4	24
八戸町	8	1	16	2	2	29	
	合計	98	48	169	21	30	366

町、材木町の合計一三名、約二三パーセント、西地区の合計五六名、約二六パーセントより、若干ではあるが上回る比率を示しているものであり、興味深い結果である。長崎街道筋の町並み指定について、「どちらでもよい」という曖昧な回答は、五割程度もあったわけであるが、その理由は、町並み保存の制度の存在はともかくとしても、指定の内容の理解に不十分さがあるものとおもわれる。この点は、次の質問の解答状況からもうかがうことができる。

それは、町並み保存指定とも関連する長崎街道筋の将来のあり方を問題にした質問である。街道筋の町並み保存の方法を含めて、将来像を検討するにあたっては、以下のような方向が考えられる。第一は、街道の歴史的意義を中心にすえて、町並み保存をはかっていく方法である。しかし、これも二つのやり方が考えられる。一つは、観光と結びつけていくやり方であり、二つは、直接観光と結びつけることなく歴史的景観を維持しつつ、しっかりとした居住環境を維持していくやり方である。第

歴史的町並保全と住民意識（林・江頭）

表X 旧長崎街道筋の将来のあり方

位置	町名	1	2	3	その他	無回答	合計
東	東佐賀町	5	10	8	1	0	24
	柳町・材木町	3	11	11	1	7	33
	呉服町	10	10	25	1	7	53
	中央本町	4	3	1	0	0	8
	白山町	10	11	10	1	4	36
	小計	32	45	55	4	18	154
西	白山町(西)	7	19	8	2	5	41
	多布施町	1	6	3	1	6	17
	伊勢町	9	40	15	3	6	73
	六座町	3	14	5	2	4	28
	長瀬町	3	10	6	0	5	24
	八戸町	1	14	3	4	7	29
	小計	24	103	40	12	33	212
	合計	56	148	95	16	51	366

- 備考
1. 町並保存と観光とを結びつけて発展させる。
 2. 町並を保存して、落ちついた居住の雰囲気そのまゝの状態にしておきたい。
 3. 交通や流通を更に発展させて、商工業をもっと盛んにしてゆきたい。

二は、歴史的町並み保存を意識した町づくりとは相違する、これまでの町づくりがたどってきた歴史的景観をむしろ破壊する方向での構想が考えられる。表Xは、以上のような観点から、長崎街道筋の将来を検討してもらった結果である。⁽²⁾それによると、もっとも多い回答は、「町並を保存して、落ちついた居住の雰囲気をそのままの状態にしておきたい」の一四八名、約四〇パーセントである。つづいて、「交通や流通を更に発展させて、商工業をもっと盛んにしてゆきたい」の九五名、二六パーセントであり、「町並保存と観光とを結びつけて発展させる」は、五四名、約一五パーセントとなっている。観光と結びつけるかどうかはともか

くとして、町並みを保存することに積極的な回答は、二〇二名、なんと約五五パーセントを占める。街道筋の将来のあり方という難問であるために、無回答が五三名、約一五パーセントもあり、これも特徴的なことである。東西地区別にみると、東地区では、商店街が含まれているためであるが、「商工業をもっと盛んにしてゆきたい」との回答は、五五名、約三六パーセントであり、もっとも多い。つぎに、「落ちついた居住の雰囲気をもつ」という回答で、四五名、約二九パーセントであり、「町並み保存を観光と結びつけて考える」との回答も、三二名、約二一パーセントとなっている。他方、西地区では、「落ちついた居住の雰囲気をもつ」との回答が一番多く、一〇三名、約四七パーセントであって、無回答を除くと約五八パーセントと圧倒的に高い比率を占める。つづいて、「商工業をもっと盛んにしてゆきたい」との回答であるが、四〇名、約一九パーセントであり、「町並み保存を観光と結びつけて考える」は、二四名、一一パーセントにすぎない。ともかくも、長崎街道筋の町並み保存をはかっていくことに積極的な回答は、東地区で七七名、五〇パーセントに対し、西地区、一二七名の約六〇パーセントである。特に西地区の伊勢町では、町並み保存に積極的な回答は、四九名、六七パーセントであり、白山町(西)の六三パーセント、六座町の六一パーセントとつづいている。

先の長崎街道筋が町並み保存として指定されることの是非を問うた質問に対しては、一六九名、五〇パーセント弱の回答者は「どちらでもよい」と答えていた。それにもかかわらず、街道筋の将来のあり方を問う形式の質問に対しては、二〇二名、約五五パーセントの回答者は、観光と結びつけるか否かの相違はあるが、町並み保存に積極的である。すなわち、街道筋の町並み保存指定に「どちらでもよい」と答えた住民が、街道の将来像としての町並み保存に積極的である。この矛盾は、先の如く指定ということの理解の欠如にもとづくものと考えられるが、町並み保存の意味、意義に対する認識の不明確さも指摘できるのではなからうか。

表 XI 自動車の乗り入れ規制

	全 体	比 率
全面規制がよい	25	7%
時間帯を設けての規制がよい	70	19%
住民と許可車以外の規制がよい	86	23%
規制などすべきではない	118	32%
その他	31	9%
無回答	36	10%
計	366	100%

ところで、現代の車社会は、生活に便利さをもたらす反面、各種の弊害もひきおこしている。調査対象住民の自動車の所有状況は、二五四名、約七割にも達している。街道筋は、幅員四メートル程度で、現在商店街を除く全線一方通行となっているし、商店街は、許可車以外乗り入れ禁止となっている。したがって、車社会に対応するために、街道筋の拡幅が当然予想される。しかし、そうなれば街道自体のもつ歴史的意義は、抹殺されるとともに、歴史的町並みの景観も破壊されざるをえない。歴史的町並みの保存のためには、街道の拡幅を避けなければならないことはいうまでもないことであるが、自動車の乗り入れも問題視されてくる。街道の道幅は、自動車が自由に乗り入れるには狭いのであり、自動車によって身体の危険、建造物の損壊、そして良好な歴史的町並みの景観はそこなわれる。しかし、

調査対象住民の約七割は、自動車の所有者であり、とくに商店経営にとつては欠かすことのできない運搬手段となっている。また、日常的な生活のため、自動車の乗り入れがなされてくる。したがって、自動車の乗り入れにもなう日常生活の便利さと、それによる歴史的町並みの景観保存にとつての弊害との調整を検討する必要がある。調査対象住民の意見は、表 XI のとおりである。項目ごとにみれば、「規制などすべきでない」が、一一八名、約三二パーセントと、もっとも多い意見である。現在の一方通行以上の規制となる「全面規制」、「時間帯を設けての規制」、「住民と許可車以外の規制」については、それぞれ二五名、七〇名、八六名であつて、合計一八一名、約四九パーセントである。自動車の乗り入れの「規制などすべきでない」という意見に関して、東西地区別にみることにする。東地区は、約二三パーセン

トであるが、西地区は約三九パーセントである。この東西地区の差は、東地区に含まれている商店街が一四名、約一四パーセントと極端に低いことに基因する。商店街の住民は、商店街が許可車以外の乗り入れ禁止であるために、町並み保存のための規制も当然と受けとっているのであろう。

町並み保存の先駆は、長野県南木曾町妻籠⁽⁴⁾の宿場の保存であり、町並み保存制度の法制化に大きな影響を与えた。妻籠宿の場合、道路事業は、重要な問題であったようである。妻籠宿の中には、約六〇〇メートルにわたって中山道が通っているのであり、通過交通を一掃するための自動車用バイパスの建設、また生活関連道路も新設されている。長崎街道の場合は、幸いにも隣接して国道三四号線が通過しているのであり、街道筋住民の日常生活に支障をきたさない程度の自動車乗り入れ規制は可能であるといえる。また、自動車の問題は、駐車場の確保を不可欠とする。調査対象住民の自動車所有者の駐車場所は、家の敷地と駐車場を借りているようであり、その数はほぼ同じである。なるべく自動車によって、歴史的町並みの景観がそこなわれないようにするためには、駐車場の確保が検討される必要がある。

(1) 重要伝統的建造物群保存地区は、現在以下の通りである。

選定年月日	地 区 名 (府県名)	面積 (ha)	選定基準	※種別
昭和五十一年九月四日選定	角館町伝統的建造物群保存地区 (秋田県)	約 六・九	(2)	武家町
〃	南木曾町妻籠宿保存地区 (長野県)	〃 二二・四	(3)	宿場町
〃	白川村荻町伝統的建造物群保存地区 (岐阜県)	〃 四五・六	(3)	山村集落
〃	京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区 (京都府)	〃 五・三	(3)	門前中心住宅群
〃	京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区 (京都府)	〃 一・四	(1)	茶屋町
〃	萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区 (山口県)	〃 七〇・三	(2)	武家町

昭和五一年九月	四日選定	萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区（山口県）	約 三・九	(2)	武家町
昭和五二年五月	一日選定	成羽町吹屋伝統的建造物群保存地区（岡山県）	六・四	(3)	鉾山町
〃	〃	日南市飯肥伝統的建造物群保存地区（宮崎県）	三四・四	(2)	武家町
昭和五三年五月	三十一日選定	弘前市仲町伝統的建造物群保存地区（青森県）	一〇・六	(2)	武家町
〃	〃	榑川村奈良井伝統的建造物群保存地区（長野県）	一七・六	(3)	宿場町
〃	〃	（追加） 萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区（山口県）	七・一	(2)	武家町
昭和五四年二月	三日選定	高山市三町伝統的建造物群保存地区（岐阜県）	三・五	(1)	商家町
昭和五四年五月	二日選定	京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区（京都府）	二・六	(3)	門前町
〃	〃	倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区（岡山県）	一三・五	(1)	商家町
昭和五五年四月	一〇日選定	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区（兵庫県）	九・三	(1)	洋館中心 住宅群

(2) 先の長崎街道文化講演会の折のアンケート調査によれば、この点に関し以下の回答状況である。

「町並を保存して、落ちついた居住の雰囲気そのままの状態にしておきたい」との回答は、三六名、「町並保存と観光とを結びつけて発展させる」が、三五名であり、無回答が四名であった。「交通や流通を更に発展させて、商工業をもっと盛んにしてゆきたい」は、回答なしという結果であった。町並み保存に積極的な意見は、約九五パーセントを占めることになる。

(3) 街道筋への自動車の乗り入れ規制についても、文化講演会の折のアンケート調査項目になっている。「全面規制」、「時間帯を設けての規制」、「住民と許可車以外の規制」は、各々五名、一名、四二名である。合計五八名で、約七七パーセントを占める。このうち、「住民と許可車以外の規制」との回答は、圧倒的に多く、全体でも五六パーセントにのぼる。他方、規制反対は、七名であり、一〇パーセントにも満たない。

(4) 妻籠宿については、多くの紹介がなされている。例えば、太田博太郎「木曾妻籠宿の保存」一九七一年二月号、小林俊彦「妻籠宿の保存と開発」ジュリスト増刊総合特集「開発と保全―自然・文化財・歴史的環境」、木原啓吉「歴史的町並み保存と地域の再生―長野県南木曾町妻籠」ジュリスト増刊総合特集「全園まちづくり集覧」などがある。なお、歴史的

町並みに関する総合的な文献としては、環境文化研究所発行の『歴史的町並みのすべて』『歴史的町並みの総点検』がある。

四、むすび——佐賀城下の長崎街道筋町並み保全を展望して——

佐賀城下の長崎街道筋は、寺社、道標、ノコギリ型の家並み等の歴史的文化遺産を擁し、また連続しているわけではないが、大正時代以前の家屋が他の地区より多く残存し、歴史的町並みとしての条件をそなえている。確かに、街道筋の一部は現代的な商店街を形成しているが、それ以外は比較的静かな住宅街をなしている。

近時、佐賀市と地元の新聞社が、街道の歴史的意義と街道筋の町並みに注目し、各種の企画をたて、住民に問いかけている。第一は、地元新聞によって、長崎街道特集号が出され、県内街道の宿場の紹介、佐賀城下の街道を中心にしたマップ作成、さらに筆者二名を含む行政、財界、法律、歴史の関係者による「保存と再生の道」と題する座談会が掲載されている。第二は、佐賀城下の街道探訪会である。街道案内役二名による探訪会は、百五十名をこす住民の参加を得たようである。第三は、「長崎街道の歴史と保存」と題する文化講演会が筆者（林）と郷土史家の二名の講師によって開催され、百名をこす参加者であった。その他に、先の街道マップのカラーによる印刷物、街道旧跡パネル展も開催されている。

以上のように、長崎街道をテーマとした催しが開かれ、多数の住民の積極的な参加が得られている。また、新聞の「声」欄の投書も街道に注目する意見が掲載されている。しかも、先にみたように、街道の町並み保存に積極的な意見は、調査対象住民中、二〇二名におよび、約五五パーセントを占めているのである。こうした点から、佐賀城下の街道筋の町並みを生かした佐賀市の町づくりは、住民の同意を得られるものといえよう。もっとも、街道筋の歴史的町並み

保存ということになれば、観光開発と結びついた方法で進められがちである。特に佐賀市は、観光資源に乏しいと一般に受けとられているようであるし、町並み保存事業は相当の財源を必要とするのであり、なお更観光との結合が意識されてくるであろう。しかし、安易な観光開発は、かえって歴史的景観をそこなうことになりかねないし、居住者の快適な生活環境を破壊することにもなる。調査対象住民は、街道筋の町並み保存には六割弱の人が積極的であるが、そのうちの七割以上は「落ちついた居住環境にしておきたい」と答えている。つまり、観光に結びついた町並み保存には、消極的な回答がでている。

長崎街道筋の町並み保存の観光との結びつきは慎重でなければならぬわけであるが、歴史的な町並みの景観は、なにも居住住民のものだけではない。今後、町並みの景観を整備していくための以下のような事業が期待されるが、そうなれば一層一般住民への公開をはかっていかざるをえなくなる。だが、それは歴史的町並み景観のための公開であるし、現在のような雑然とした環境の整備をもたらし、街道筋住民の生活環境を破壊することにはならないであろう。

佐賀城下の長崎街道は、曲り角が非常に多く、住民も道筋をたどれないといった状況にあるために、案内板の設置が是非期待される。案内板の設置は、近く佐賀市によって実現されそうであるが、二ヶ所に残っている往時の道標がより生かされるものであってほしい。郷土資料の保存、展示、美術、工芸品の展示ができ、佐賀の歴史的な文化環境問題のセンターとなるべき街道資料館の建設は、街道町並み保存を進めていく核として期待される。また、鍋島更紗、段通といった織物があつたようであるが、佐賀錦以外は後継者がいない状態である。こうした工芸品の育成、振興のための施設が街道筋に計画されているのではなからうか。さらに、自動車の乗り入れ制限も、通過交通を減らす方向で考えていかなければならない。案内板が設置された段階では、街道探訪も増加するものと思われ、少くとも日曜、祝

日の通過交通の制限は考えられていいのではなからうか。もっとも、以上の施策は、街道筋町並み景観をより充実させるものであるにすぎず、今後家屋の修景をはかつていくべき計画の立案が必要となってくるであろう。

(付記) 長崎街道筋の歴史的町並保全に関する実態調査は、筆者二名のほか畑稜教授も参加し、法学部研究費からの補助をえて実施したものである。本調査のアンケート項目の作成過程およびアンケート用紙の各世帯主への配布、回答などについては、昭和五五年度「文化財保護法研究」ゼミ参加の五名の学生と佐賀大学経済学部学生二名の積極的援助をうけた。とくに法社会学専攻の畑教授には、現地をともし予備的に調査したり、調査項目の内容や住民のききとり調査に当って貴重なアドバイスを頂いた。畑教授の御諒承をえて執筆はわれわれ二名によったが、この機会に改めて謝意を表する次第である。

長崎街道筋の歴史的町並保全についての調査票

（調査目的、調査対象などを記載した表書は省く）

（お願い）以下の設問の各項について、それぞれの項目の記号（1，2，3，など）を○でかこんだり，（ ）内に適宜記入したりしてお答えください。

【I】

（問1）居住されている家屋の所有型態について

1. 持家 2. 借家 3. 社宅，官舎
4. その他（ ）

（問2）居住開始年代（あなたまたはあなたの御先祖はいつからここに生まわれていますか。）

- (A) 1. 江戸時代 2. 明治時代 3. 大正時代
4. 昭和20年以前 5. 昭和20年以後 6. 不明

(B) 正確にわかっている方は，（ ）年から。

（問3）家屋の建築年代

- (A) 1. 江戸時代 2. 明治時代 3. 大正時代
4. 昭和20年以前 5. 昭和20年以後 6. 不明

(B) 正確にわかっている方は，（ ）年に。

（問4）家屋はいままでに改造，改築されましたか。

- (A) 1. していない 2. 一部改造した
3. 改築もしくは大部分を改造した 4. その他（ ）

(B) 改造，改築の年代を具体的に書いてください。（ ）年。

（問5）屋号のある方は，その屋号（ ）

（問6）現在のすまいに対する満足度について

(A) 全体的にみて。

1. 満足している 2. 普通 3. 不満である

(B) 次の問の各項目について数字を○で囲んでください。

	満足	普通	不満		満足	普通	不満
(1) 外観	1.	2.	3.	(6) 台所, 風呂, 便所	1.	2.	3.
(2) 資材	1.	2.	3.	(7) 日当たり	1.	2.	3.
(3) つくり	1.	2.	3.	(8) 風通し	1.	2.	3.
(4) 広さ	1.	2.	3.	(9) 庭	1.	2.	3.
(5) 間取り	1.	2.	3.	(10) たてつけ	1.	2.	3.

(問7) 永住の意思について

- (A) 1. 現在の家にそのまま住み続けたい
 2. 現在の家を改造, 建替て同じ場所に住み続けたい
 3. 現在の場所には住みたくないが, 佐賀には住み続けたい
 4. 佐賀以外の場所に住みたい
 5. 転勤などのことがあるので, 答えられない
- (B) 2. と答えた方にのみ。
 1. どこを改造されたいのですか ()
 2. 近く改造, 建替えの予定がありますか はい いいえ

【II】

(問8) 現在の地域環境に対する満足度について

- (A) 全体的にみて。 1. 満足 2. 普通 3. 不満
- (B) 次の問の各項目について数字を○で囲んでください。

	満足	普通	不満
(1) 静けさ	1.	2.	3.
(2) 買物の便利さ	1.	2.	3.
(3) 通勤・通学の便利さ	1.	2.	3.
(4) 町並の調和	1.	2.	3.
(5) 付近の騒音	1.	2.	3.
(6) 安全性	1.	2.	3.
(7) 自然環境	1.	2.	3.
(8) 公共施設 (公民館・病院・公園など)	1.	2.	3.
(9) 娯楽施設	1.	2.	3.

- (10) 周辺の文化遺産（寺社など） 1. 2. 3.

【Ⅲ】

(問9) 郷土佐賀の歴史について

1. よく知っている
2. よくは知らないが興味がある
3. 知らない

(問10) この地域が旧長崎街道として歴史的な町並みであるということについて

1. 非常に関心がある
2. 一応関心をもっている
3. 関心はない

(問11) 佐賀の寺院・神社・建造物等の古いところを御存知のなかから、いくつか挙げてください。

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()

(問12) 他の地域で町並保存策が講ぜられていることについて（京都，倉敷，妻籠，高山，萩，飢肥など）

1. 知っている
2. 知らない

(問13) 歴史的な町並保存と居住者の生活環境保全との関係を考えて、その方法としてはどれが望ましいでしょうか。

1. 家屋の外観，内部ともにそのままの形で残す
2. 外観はそのままの形で、内部は住みやすく改造する
3. 外観にも現代風を加え、内部も改造する
4. その他のお考えがあればきかせてください

()

(問14) 歴史的町並保存の方法としては、「文化財保護法」による「伝統的建造物群」指定の制度がありますが、これについて

1. よく知っている
2. 名前は知っている
3. 知らない

(問15) 「伝統的建造物群」に指定されると、家屋の改築等について行政官庁の許可が必要となります。そのかわり家屋の改造等対しては一定の補助を受けることができるようになります。そこで、もし、この旧

長崎街道筋の町並みが「伝統的物建造群」に指定されることについて、
どう考えますか。

1. 指定されることに賛成である
2. 指定には反対である
3. どちらでもよい
4. その他の御意見 ()

【Ⅳ】

(問16) 自動車の所有について

- (A) 1. 所有している 2. 所有していない

(B) 所有されている方について、その駐車場所は

1. 家の敷地のなか
2. 他の場所に駐車場を借りている
3. その他 ()

(問17) 旧長崎街道の町並保存のための自動車の乗り入れ規制について

1. 全面規制がよい
2. 時間帯を設けての規制がよい
3. 住民と許可車以外の車の規制がよい
4. 規制などすべきではない
5. その他

【Ⅴ】

(問18) 旧長崎街道筋の将来のあり方は、下のどれがよいと思いますか。

1. 町並保存と観光とを結びつけて発展させる (例えば妻籠馬籠や長崎市の中島川沿、南山手地区のように)
2. 町並を保存して、落ちついた居住の雰囲気そのままの状態にしておきたい
3. 交通や流通を更に発展させて、商工業をもっと盛んにしてゆきたい
4. その他具体的なお考えがあればきかせてください
()

